

鹿屋市ホームページ管理運営規程の一部を改正する訓令

鹿屋市ホームページ管理運営規程（平成20年鹿屋市訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条中「訓令」を「規程」に改める。

第16条第1項中「鹿屋市個人情報保護条例（平成18年鹿屋市条例第17号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に改める。

第17条中「訓令」を「規程」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。